

選定療養費について

「選定療養費」とは、通常の保険診療とは別に、追加的医療サービスを受けることを選定した際に発生する特別の費用負担のことであり、「初診時・再診時の選定療養費」は、2016年4月の健康保険法改正により、「初期の治療は地域の医院・診療所(かかりつけ医)で行い、高度・専門医療は病院で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的に制定された制度です。

初診時の選定療養費

		金額 (消費税込)
初診時選定療養費 紹介状を持参せず受診された場合	医科	11,000円
	歯科	5,500円

※次の患者さんにつきましては、紹介状をお持ちでない場合でも選定療養費のご負担はありません。

- ・当院の他の診療科から院内紹介されて受診する方
(院内紹介がない場合は、選定療養費が発生いたします。)
- ・医科と歯科との間で院内紹介された方
- ・特定健康診断、がん検診等の結果より精密検査受診の指示があつた方
- ・地域に他に当該診療科を標榜する保険医療機関がなく、当該保険医療機関が外来診療を担っているような診療科を受診する方
- ・治験協力者である方
- ・災害により被害を受けた方
- ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の方
- ・特定の疾患や障害などで各種の公費負担制度を受給されている方
- ・生活保護法の医療扶助の対象となっている方
- ・HIV 感染でエイズ拠点病院である当院を受診する方
- ・緊急の診療が必要で救急搬送された方
- ・救急医療事業、周産期事業等における休日、夜間受診された方
- ・外来受診後、そのまま入院となつた方
- ・その他、紹介状なしで直接受診する必要性を当院が特に認めた場合

※急を要しない時間外の受診、患者さん都合での受診等では認められません。

再診時の選定療養費

		金額 (消費税込)
再診時選定療養費 他の医療機関へ文書により紹介した患者さんが、紹介状なしで再度当院を受診された場合	医科	3,300円
	歯科	2,750円

※次の患者さんにつきましては、紹介状をお持ちでない場合でも選定療養費のご負担はありません。

- ・災害により被害を受けた方
- ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の方
- ・特定の疾患や障害などで各種の公費負担制度を受給されている方
- ・生活保護法の医療扶助の対象となっている方
- ・HIV 感染でエイズ拠点病院である当院を受診する方
- ・緊急の診療が必要で救急搬送された方
- ・救急医療事業、周産期事業等における休日、夜間受診された方
- ・外来受診後、そのまま入院となつた方
- ・その他、紹介状なしで直接受診する必要性を当院が特に認めた場合

※急を要しない時間外の受診、患者さん都合での受診等では認められません。